

(仮称) 調剤薬局棟新築工事 テナント工事区分表

■テナント工事区分表							
前提：テナント部は内部仕上無し、建物竣工検査後にC工事施工とする。B工事にて建物外観、床面積が変わる工事は不可。							
種別	エリア	工事区分	A工事	B工事	C工事	備考	
		費用負担者	済生会兵庫県病院負担	テナント負担	テナント負担		
		設計者・施工者	内藤建築事務所・A工事施工者	テナント設計者・A工事施工者 監修：内藤建築事務所	テナント設計者 テナント施工者		
設計・申請	全域	建築確認申請	全て	テナント都合により申請の変更が生じた場合の図書作成及び申請作業の全て	竣工検査後、申請の変更が生じた場合	テナント都合による変更に係る費用はテナント負担	
		A工事建築設計	全て	テナント都合により申請の変更が生じた場合の図書作成及び申請作業の全て	なし	テナント都合による変更に係る費用はテナント負担	
		消防関係申請	全て	テナント都合によるA工事の追加変更工事（消防への協議、申請等を含む）	なし	テナント都合による変更に係る費用はテナント負担	
		測量・境界確認	全て	なし	なし	なし	
		工作物・広告物申請	なし	なし	なし	C工事範囲	
		その他申請	検査済証発行に必要な申請の全て	なし	なし	C工事範囲	A工事、神戸市及び兵庫県条例など
建築区・内装	テナント区画内	床	コンクリート直均し	なし	A工事以降の全工事		
		外壁・外部建具 サッシ工事	全工事 外壁の室内側は外壁材裏面表し	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	A・B工事以降の全工事	窓額縁はA工事 耐火性能が必要なところは、表面仕上げを除きA工事	
		外壁貫通	A工事にて設置する設備のみ	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	A・B工事以降の全工事	B工事はA工事で当該加工が対応可能な時点まで（厳守）。	
		防火区画形成間仕切 (異種用途区画想定)	全て	テナント都合により、A工事の防火区画形成間仕切に追加変更が生じた場合	なし	耐火性能が必要なところは、表面仕上げを除きA工事	
		内部間仕切	LGS	なし	A工事以降の全工事		
		天井 (CH2500)	LGS+せっちょうボード素地 ※建築基準法対応のため	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	A・B工事以降の全工事	A工事前設備の点検口はA工事	
		防火戸・防煙垂壁 防火シャッター	法定必要基準・施設基準に基づき設置	テナント都合によるA工事の追加変更工事	A・B工事以降の全工事		
		内部建具	なし	なし	全工事		
		テナント区画内装造作	なし	なし	全工事		
		テナント区画内サイン	なし	なし	全工事		
		テナント区画外サイン	設計想定した位置への下地補強及び電源送りまで	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	全工事	設計想定位置を変更する場合はB工事であるが、A工事で当該加工等の対応が可能な時期まで。	
スリーブ工事(躯体)	A工事にて設置する設備に必要なスリーブと予備スリーブ対応まで	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	不可	B工事はA工事で当該加工が対応可能な時期まで。			
防災	テナント区画内	自動火災報知設備・ 自動通報装置	法基準に基づく設置工事	なし	間仕切り設置に伴う追加変更工事	B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		スプリンクラー設備	なし	なし	なし	なし	
		排煙設備	法基準に基づく設置工事	なし	なし	排煙窓位置及び排煙告示を考慮の上、間仕切り壁位置を決定のこと。	
		非常照明設備 誘導灯設備	法基準に基づく設置工事	なし	間仕切り設置に伴う追加変更工事		
		非常放送設備	法基準に基づく設置工事	なし	なし		
		消火器設備	法基準に基づく設置工事	なし	間仕切り設置に伴う追加設置		
電気設備	テナント区画内	受変電設備	全て	テナント都合によるA工事の追加変更工事	なし	B工事はA工事竣工までに対応可能な時点まで限定。	
		幹線設備(商用電源)	店舗区画内幹線送り及びテナント開閉器盤まで	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	A・B工事以降の全工事（分電盤含む）	B工事はA工事で対応可能な時期まで。但し、電気容量の増加要望は不可。	
		電力・水道検針設備	全て	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	なし	B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		電灯設備	なし ※検査等対応ができる最低限は仮設取付	なし	全工事		
		コンセント設備	なし	なし	全工事		
		電話設備	テナント区画内まで配線用配管突出し工事	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	A・B工事以降の全工事	B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		情報設備	テナント区画内まで配線用配管突出し工事	テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合	A・B工事以降の全工事	B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		テレビ共聴設備	なし	テナント都合によりA工事にて対応する必要が生じた場合	A・B工事以降の全工事	B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		インターホン設備	なし	テナント都合によりA工事にて対応する必要が生じた場合	全工事	B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		BGM設備 機械警備・ セキュリティ設備 監視カメラ設備	なし なし なし なし	なし テナント都合によりA工事に追加変更が生じた場合 なし	全工事 テナント区画内設置分全工事 全工事	B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
空調換気給排水衛生	テナント区画内	空調設備	なし	テナント都合によりA工事にて対応する必要が生じた場合	A・B工事以降の全工事	ドレン管路構築等のために必要となる工事のうち、躯体に係る部分はB工事としA工事で対応可能な時期まで。	
		換気設備	法基準に基づく最低限の設置工事	テナント都合によりA工事にて対応する必要が生じた場合	一般換気設備全工事	ダクトルート構築等のために必要となる工事のうち、躯体に係る部分はB工事としA工事で対応可能な時期まで。ベントキャップ等はC工事とするが、位置はA工事と協議の上決定	
		給水設備	指定位置の立ち上げまで(バルブ止め)	テナント都合によりA工事にて対応する必要が生じた場合	A・B工事以降の全工事	立ち上げ場所はAにて指定 口径：30A ※B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		排水設備	指定位置の立ち上げまで(キャップ止め)	テナント都合によりA工事にて対応する必要が生じた場合	A工事以降の全工事	立ち上げ場所はAにて指定 口径：100A ※B工事はA工事で対応可能な時期まで。	
		給湯設備	なし	なし	全工事	※電気式とする。	
		衛生設備 ガス設備(1階)	なし なし	なし なし	全工事 なし		